

## 土地改良区組織運営基盤強化推進基本方針（概要版）

土地改良区は、昭和24年に制定された土地改良法に基づき設立され、これまで土地改良事業の実施及び土地改良施設や農業用水の管理を行うなどの役割を果たしてきました。

この間、農業を取り巻く社会情勢は変化し、農業所得の減少や担い手不足の深刻化、高齢化の進行など、年々厳しさを増しています。

このような中で、土地改良区に対して、土地利用調整機能の活用や農地利用集積の促進、地域資源の維持保全など新たな役割が期待され、これらに応えられる体制の強化が望まれてきていることから、これまでの「土地改良区統合整備基本計画」を見直し、新たに「土地改良区組織運営基盤強化推進基本方針」を策定するものです。

### I 目的

「土地改良区組織運営基盤強化推進基本方針」では、土地改良区が組織運営の基盤強化を検討する際の目標を示し、自主的・自立的に取り組めるよう関係団体が一体となって支援を行うことで、求められる役割を担うことのできる土地改良区の組織基盤の強化を目指します。

### II これまでの取組み

平成2年に「土地改良区統合整備基本計画」を策定し、以後5年ごとに計画の見直しをしながら、第1次から第4次計画の約20年の間に土地改良区の数 は112から56へと半減し、第1次計画で策定した54土地改良区という目標をほぼ達成しました。

年次	計画期間	統合整備計画	実績	増減
第1次	H2～H6	112→54	95	△17
第2次	H7～H11	95→50	77	△18
第3次	H12～H16	77→52	64	△13
第4次	H17～H22	64→44	56	△8

### III 今後望まれる土地改良区の姿

- 適正で効率的に土地改良事業を遂行できる組織運営体制が整備されている土地改良区
- 農業水利施設が将来にわたり適切に維持管理されている土地改良区

3. 農地・農業用水等の保安全管理を通じて地域振興に積極的に取り組む土地改良区
4. 東日本震災の経験を踏まえ、緊急時にも対応できる組織的・財政的な基盤の強化に取り組む土地改良区

#### IV 基盤強化の基本方針

1. 500ha未満の土地改良区の解消
2. 一市町一土地改良区の実現

#### V 支援の方向性

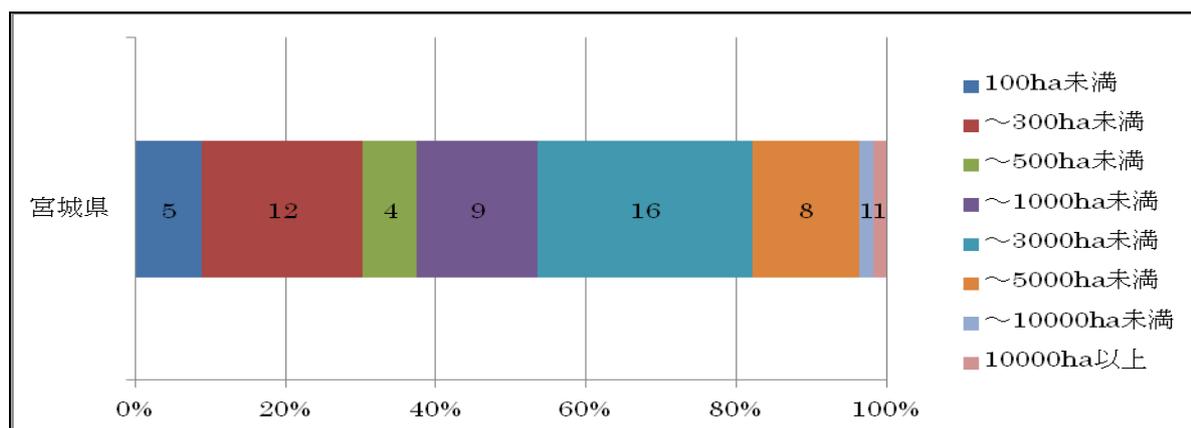
##### 統合整備の推進

- ・ 組織体制の強化の一手段として今後も統合整備を推進します。
- ・ 合併推進地区に対しては、必要な助言・指導を行うとともに、統合整備に必要な財政的支援を行います。

##### 小規模土地改良区への支援の強化

- ・ 500ha未満の小規模土地改良区は県内の土地改良区の約37%を占めており、その業務執行体制は脆弱化していることから、統合整備を推進します。
- ・ 様々な条件により合併が難しい地区については、将来の在り方についての検討や合同事務所の設置・運営の助言等の支援を行います。

※H23宮城県内の面積別土地改良区数



##### 市町村・関係団体との連携

- ・ 農地・農業用水等の保安全管理を通じて、地域の活性化や環境保全に貢献していくためにも市町村との連携強化は必要不可欠です。市町村にとっても一市町一土地改良区となり、自らの農業振興施策の展開がより円滑になることから、積極的な参画を求めます。
- ・ 宮城県土地改良事業団体連合会とはこれまでも協力しながら統合整備を推進してきたことから、今後も連携し、統合整備を支援します。